

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき令和6年5月7日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

入院中、退院後、受診時、医師からの説明で、頸部からの心臓カテーター検査その他から、結果、心房細動、〇〇症、洞不全症候群、心室心拍と診断された。

3月4日、心房細動手術5時間30分後、徐脈、酸欠になり、5月7日、外来受診時、発作性頻脈で電気ショック施行した。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、

棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月14日	諮問
令和7年 9月29日	審議（第104回第1部会）
令和7年 10月17日	審議（第105回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 手帳の交付

法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、申請に基づいて審査し、障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法別表は、5号において、身体障害の一つとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を掲げている。

法15条1項の規定による手帳の交付の申請の際提出する書類として、同項及び法施行規則2条2項1号が医師の診断書を掲げていることから、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、同診断書に記載された内容を資料として判断を行うべきものと解される。

(2) 障害等級の認定

ア 等級表

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのもとなる。

級別	心臓機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号。以下「都規則」という。）を制定し、さらに都規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである（本件診断書によれば、ペースメーカー又は体内植え込み型除細動器は植え込まれておらず、人工弁移植又は弁置換も行われていないため、これらに係る基準は省略している。）。

2 本件処分について

上記1の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

- (1) 本件障害は、発作性心房細動を原因とする心臓機能障害であるが、本件診断書上、胸部エックス線所見は心胸比62%とされており、これは障害等級1級において必要とされる「次のいずれか2以上の所見」（別紙2・等級表解説第4・1・(1)・アのaからhまで

の各項目)の一つである「a 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの」に該当する。しかし、他に必要とされる所見(同・bからhまで)に該当するものはないから、本件障害は障害等級1級に該当しない。

次に、障害等級3級において必要とされるのは、上記障害等級1級について定める等級表解説第4・1・(1)・アのaからhまでの各項目のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰返し必要としているものとされているところ(別紙2・第4・1・(2))、上記のとおり、胸部エックス線所見は心胸比62%であるから、「第4・1・(1)のアのa」の所見には該当する。しかし、本件診断書の活動能力の程度は、障害等級4級相当とされる「イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰返し、日常生活活動若しくは社会生活に妨げとなるもの」が選択されているから(別紙1・II・6)、本件障害は障害等級3級に該当しない。

そして、障害等級4級において必要とされるのは、等級表解説第4・1・(3)・アのaからdまでのいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会でのきわめて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるものとされているところ(別紙2・第4・1・(3)・ア)、本件診断書の心電図所見は、このうちの「b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの」に該当すると認められ、また、上記のとおり、本件診断書の活動能力の程度は、障害等級4級相当とされる「イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がない・・・」が選択されている。

したがって、本件障害は障害等級4級に該当する。

- (2) 以上のとおり、本件診断書等について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、障害等級1級及び3級の要件を満たさず、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)として、障害等級4級と判断するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、上記1・(1)のとおり、障害等級の認定に当たっては、申請時に提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解されるところ、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級4級と認定することが相当であることは上記2記載のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2 (略)